

平成24年1月25日

お知らせ

資料提供

三次記者クラブ

冬の道路、安全走行のために

～ 雪道への備えは万全ですか ～

一般国道54号を管理する国土交通省三次河川国道事務所では、本格的な冬を迎え、三次警察署と合同で道路利用者の方々に、冬の道路を安全に走行していただくことを目的として、第2回目の啓発活動（チラシの配布）を行います。

日 時：平成24年1月26日(木) 11:00～

(荒天時には中止の場合があります)

場 所：道の駅「ゆめランド布野」

(三次市^{ふの}布野町^{しもふの}下布野 別紙 位置図 参照)

内 容：チラシ配布 (別紙 参照)

●お問合せ先 国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

副所長 (道路担当)

しんたく きよと
新宅 清人

【担 当】工務課長

すなご かずまさ
砂子 和正

【広報担当】建設専門官

なかい きみお
中井 喜美男

TEL : (0824) 63 - 4121 (代表)

●お問合せ先 三次警察署

交通課長

みはら たかゆき
三原 隆之

TEL : (0824) 64 - 0110

至 広島



至 松江

位置図

雪道への備えは万全ですか？

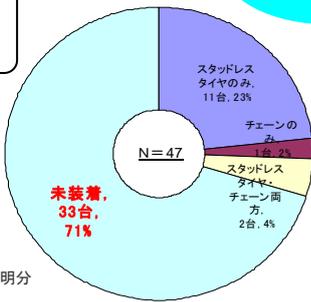
冬用タイヤ装着とタイヤチェーン携行のお願い



冬の天候は、平野部では晴れていたのに、山間部では積雪ということも珍しくありません。中国山地など雪の多い道を走行する際は、運転技術を過信せず、事前の準備をしっかりと、安全に走行しましょう。

スリップによる走行不能車両の7割が冬用タイヤ未装着
(スノータイヤ、スタッドレスタイヤ)

※母数は、タイヤ装着状態の判明分 (中国地方整備局調べ)



スリップ事故を起こした車両の7割が冬用タイヤ未装着だったんだって。

冬用タイヤを装着して、スリップ事故をできるだけ起こさないようにしないとイケないのね。



滑り止めの措置は運転者の遵守事項として罰則が設けられています。
広島県道路交通法施行細則では、積雪又は凍結している道路で自動車を運転するときは、
① 駆動輪にタイヤチェーンを取り付ける
② 全車輪にスノータイヤ若しくはスタッドレスタイヤを装着することとされており、路面の状況に応じた効果的な滑り止めの措置を講じていない場合、**罰則の対象**となります。

「ホームページ」で冬季道路情報を提供しています。三次河川国道事務所のホームページから「備北雪街道」のバナーをクリック！「備北雪街道」では国道54号をはじめとする備北エリアの安全運転に必要な冬季道路情報(気温、積雪量、路面状況など)を提供しています。

備北雪街道 ← 広島県内の情報については <http://www.bihokuroad.jp/snow/pc/index.html>

国道54号冬期道路情報 ← 島根県内の情報については <http://www.cgr.mlit.go.jp/matsukoku/tonbara-iji/route54/>

広島県三次警察署
〒728-0012 広島県三次市十日市中2丁目6-6
TEL 0824-64-0110
<http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/ps/miyoshi/>

国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所
〒728-0011 広島県三次市十日市西6丁目2-1
TEL 0824-63-4121 (代表)
<http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/>

